

## 鹿嶋市地域ブランド商品開発等補助金補助事業者選考委員会設置要綱

### (設置)

第1条 令和8年度鹿嶋市地域ブランド商品開発等補助金交付要綱の規定に基づく事業者の公募を行うにあたり、公平性及び公正性を確保しながら事業者を選定するため、鹿嶋市地域ブランド商品開発等補助金補助事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、地域ブランド商品開発等補助金の事業者の選定に関する事務を所掌する。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 経済振興部長
- (3) 経済振興部次長
- (4) 政策推進課長
- (5) 地域ブランド戦略室課長
- (6) 商工観光課長
- (7) 農林水産課長
- (8) 鹿嶋市商工会事務局長

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長は、副市長がこれを務める。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、経済振興部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員会は、非公開とする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域ブランド戦略室において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。